

2022年3月9日

各 位

会社名 株式会社 安江工務店  
代表者名 代表取締役社長 山本賢治  
(コード番号：1439 東証JASDAQ・名証第二部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 印田昭彦  
(TEL 052-223-1100)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月9日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第47回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 場所の定めのない株主総会の開催

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

##### (2) 株主総会参考書類等の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(3) 社内規程のうち、法令・定款で定められた事項に基づき定めたものを規則へ変更を行うものであります。

(4) 上記(1)及び(2)の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(変更箇所は、下線で示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p>
<p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>取締役会規程</u>による。</p> <p>第30条～第35条 (条文省略)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>第37条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第28条 (現行通り)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>取締役会規則</u>による。</p> <p>第30条～第35条 (現行通り)</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>第37条～第43条 (現行通り)</p>

(新設)	<p style="text-align: center;">(附則)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 定款第12条(招集)第2項の追加は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3.</u> 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
------	--

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	2022年3月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年3月29日(予定)

以上